

平成22年度

集団指導資料

介護老人福祉施設
(介護予防)短期入所生活介護

平成23年2月15日(火)

岡山県保健福祉部 長寿社会課

平成22年度 集団指導

介護老人福祉施設・(介護予防)短期入所生活介護

資料目次

1	法令・通知その他の改正等	1
2	介護保険事業者に対する指導及び監査の実施方法	11
3	事業実施にあたっての留意事項について	16
4	介護報酬算定上の留意事項について	24
5	その他の事項	33
6	資料編	
①	ユニット型特養の居室面積基準改正に係る省令及び通知	34
②	一部ユニット型特養等の廃止に係る省令等の改正資料	41
③	特養でのたんの吸引等の取扱いについて(H22.4.1医政局長通知他)	46
④	個人情報取扱ガイドラインの一部改正について(H22.9.17通知抜粋)	52
⑤	申請の手引き(抜粋1・指定更新関係)	56
⑥	H24.3.31で満了する介護予防サービスの更新手続きについて	66
⑦	申請の手引き(抜粋2・体制届出関係)	68
⑧	都道府県・市町村が実施する指導監督の在り方について	78
⑨	岡山県介護保険施設等監査要綱	80
⑩	業務管理体制に関する資料	82
⑪	申請の手引き(抜粋3・業務管理体制届出関係)	86
⑫	高齢者虐待防止・身体拘束廃止に関する資料	90
⑬	防災情報メール配信サービスについて	96
⑭	高齢者介護施設における感染対策マニュアル(抜粋)	98
⑮	保健福祉施設等におけるノロウイルス感染防止チェックリスト	108
⑯	腸管出血性大腸菌(O157等)感染症について	112
⑰	インフルエンザ施設内感染予防の手引き(平成22年11月改訂)	113
⑱	結核健康診断について	118
⑲	介護保険施設・事業所における事故発生時の対応について	120
⑳	介護支援専門員の資格管理について	124
㉑	質問票	126
㉒	県民局担当課一覧表	127

本資料を掲載している岡山県HP

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=88537

1 法令・通知その他の改正等

1 ユニット型特養の居室面積基準の改正

◎ 改正に係る省令（特養関係のみ）

- ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成22年9月30日厚生労働省令第108号。施行日：平成22年9月30日）
- ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）
- ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- ・ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）

◎ 改正に係る通知（特養関係のみ）

- ・ 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について（平成22年9月30日老高発0930第1号・老老発0930第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・老人保健課長連名通知）
- ・ 「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」の一部改正について（平成22年9月30日老発0930第2号厚生労働省老健局長通知）
- ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- ・ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長連名通知）
- ・ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号厚生省老人保健福祉局長通知）

○ 改正内容

各基準省令について、ユニット型特養の居室の床面積基準の「13.2㎡以上を標準とする」を「10.65㎡以上とする」に改め、2人部屋に係るただし書の「21.3㎡以上を標準とする」の「を標準」を削除し、ユニットに属さない居室を改修した場合の基準も同様とされました。

各解釈通知について、改正された各基準省令に合わせてユニット型特養の居室の床面積の取扱いが改められました。

39号省令40条1項1号イ（改正後の条文。地域密着型は34号省令160条1項1号イ、特養（老人福祉法）は46号省令35条4項1号イ）

(3) 1の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i) 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

(ii) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙

間が生じていても差し支えない。

☆ 特養の居室の面積に係る基準は、214号解釈通知第2の1(11)（ユニット型は第5の4(11)、地域密着型は第7の2(4)及び第8の2で準用）により、内法での測定によるものであるので留意すること。（平成14年改正省令施行時に現に存する居室を除く）

参照：上記改正省令（平成22年9月30日付け官報第5407号の一部写）P34

上記改正通知（本文及び新旧対照表の一部抜粋）P35～40

2 一部ユニット型特養・短期事業所の廃止（別施設・事業所へ分離）

☆ 一部ユニット型の特別養護老人ホーム（（地域密着型）介護老人福祉施設）及び（介護予防）短期入所生活介護事業所については、国は、一部ユニット型の類型を廃止して、当該施設・事業所をそれぞれ別の施設・事業所とすることとし、それに伴い必要となる基準省令及び別掲告示を改正するため、平成22年9月21日の社会保障審議会介護給付費分科会（第69回）の審議を受けて、12月17日までパブリックコメントを実施した後、12月24日の同介護給付費分科会（第70回）にその改正を諮問して、その了承を得たところであり、近々その改正省令等が施行される予定（資料作成時点）です。

○ 主な改正内容

一部ユニット型施設及び事業所に係る規定を、基準省令（老人福祉法及び介護保険法）から削除し、それぞれユニット型施設（事業所）とユニット型以外（従来型）施設（事業所）の別の施設（事業所）に区分する。

現行基準上、別々の施設（事業所）にあつては、原則として人員の兼務及び設備の共用が認められていないが、本改正により区分された併設施設（事業所）にあつては、入所者の処遇に支障がない範囲において、人員の兼務及び設備の共用を可能とする。

・人員に関する基準

施設長、管理者、医師、看護職員（介護職員と同様にユニットケアを行う職員を除く）生活相談員、介護支援専門員、栄養士、機能訓練指導員、調理員及び事務員その他の従業者については、入所者の処遇に支障のない場合、併設する特別養護老人ホームの入所者に対してサービスの提供を行う勤務体制を可能とする。

※ 介護職員及び介護職員と同様にユニットケアを行う看護職員（ユニット基準：昼間について、ユニットごとに常時1人以上配置が必要な「介護職員又は看護職員」に該当する看護職員）については、上記例外規定の対象ではなく、本改正により区分された併設施設（事業所）間での兼務は認められない。

・設備に関する基準

居室、共同生活室、洗面設備、便所を除き、ユニット型施設（事業所）の入居者及びユニット型以外の施設（事業所）の入所者へのサービスの提供に支障がない場合、1の設備をもって、双方の施設（事業所）の共通の設備とすることができる。

・施行期日及び経過措置

・施行日は、基準省令改正の公布日に同日施行

・公布日に現に存する一部ユニット型施設・事業所（増改築中も含む）については、

平成23年4月1日以降の認可（老人福祉法）・指定の更新（介護保険法）の際に、ユニット型部分とユニット型以外の部分について、それぞれ別施設として認可・指定を行うこととする。

- ・特養について、ユニット型と従来型のそれぞれの施設整備状況の検証結果を踏まえ、必要があればその後の対応を検討することとする。

参照：厚生労働省「パブリックコメント募集要領別紙」P41、42

社会保障審議会介護給付費分科会（第70回）議事資料の抜粋」P43～45

★ 改正に関する不明な点（問題点）

改正後の基準省令・告示の条文、改正に係る解釈通知の内容が不明なので現時点（資料作成時）では未確定ですが、以下についての問題点・疑義が考えられます。

①別施設とされることにより入所定員が29人以下となる特養の扱い

※ 本改正においては、介護保険法の改正が行われなかったため、法律の定義に基づき、分離されるユニット型又は従来型部分の特養の定員が29人以下の場合、その部分は、分離後に地域密着型施設となります。（厚生労働省老健局高齢者支援課企画法令係に12月16日に架電して確認済み）

従って、平成23年4月1日以降、既存一部ユニット型施設の指定更新又は既存施設の定員変更を伴う増改築の場合は、既存特養（定員30人以上）の入所定員増減の認可等及び「地域密着型特養」の認可等（老人福祉法）、並びに既存「介護老人福祉施設」の指定更新（増改築は変更届）及び「地域密着型介護老人福祉施設」の指定（介護保険法）が必要と考えられます。

また、平成23年4月1日以降に従来型特養にユニット部分のみ増築した場合は、増築部の「地域密着型特養」の認可等及び既存施設の変更届（老人福祉法）並びに「地域密着型介護老人福祉施設」の指定及び既存施設の変更届（介護保険法）が必要と考えられます。

- 老福・介護二法による複雑な手続に加え、地域密着型サービス移行に伴う他市町村入所者への対応と指導監査体制に係る行政庁の変更、第4期計画に係る特養整備計画への影響、増改築中（予定を含む）の施設に係る補助金・交付金関係等、様々な混乱が予想されます。

②別施設・事業所に分離する指定更新の時期の考え方

※ 改正省令公布時に現に存する一部ユニット型の施設・事業所については、経過措置により、平成23年4月1日以降の指定更新日までは一部ユニット型として存続し、指定更新の際にユニット型と従来型の二つの施設・事業所に分離されますので、各サービス（施設・居宅・予防）ごとにその手続が必要です。

- 過去の制度改正に伴い、一部ユニット型施設・事業所の多くは、予防短期事業が平成24年3月31日に、介護施設と短期生活事業が平成26年3月31日に、更新時期を迎えることとなりますが、一体的に運用されている短期生活事業とその予防短期事業で事業所の類型が混在することとなり、混乱が予想されます。

また、予防短期事業の更新に合わせて短期生活事業についても前倒しで事業所を分離することとされますと、今度は本体施設と併設短期生活事業所とで、類型の混在による混乱が予想されます。

③介護職員又は看護職員の兼務の禁止

※ 一部ユニット型においては、一つの施設・事業所であるため、ユニット部分において運営基準を遵守した職員配置によるユニットケアが行われている場合にあつては、施設全体での3：1の職員配置と併せてユニット部分とそれ以外の部分でそれぞれ3：1の職員配置を満たしていれば、基準以上に配置される職員についての兼務は特に禁止されていませんでしたが、二つの施設・事業所に分離後は、別施設・事業所となり、明確に兼務が禁止されます。

● 従前は、出勤予定職員の急病等の事態に備えてユニットとそれ以外の両方で柔軟な対応ができる職員とか施設全体の統括的な介護の管理を行う介護主任の配置が可能でしたが、分離後はその運用が困難となり、当該職員を引き続き配置する場合にあつては、それぞれの施設・事業所ごとに別に配置する必要が生じると考えられます。

また、兼務が禁止されるユニットケアを行う看護職員について、看護職員としての配置基準の員数計算上の取扱いも不明です。

3 特養でのたんの吸引等の取扱い

◎ 国通知

- ・ 特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて（平成22年4月1日医政発0401第17号厚生労働省医政局長通知）
- ・ 特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて（平成22年4月1日老高発0401第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）

○ 通知の内容

国が平成21年度に実施した「モデル事業」の検証結果に基づく「検討会」の報告を踏まえ、介護職員による口腔内のたんの吸引等について、「特別養護老人ホーム全体に許容することは、医療安全が確保されるような一定の条件の下では、やむを得ないもの」とされ、一定の条件が示されました。

本通知において、特養で介護職員が行える医行為は「口腔内のたんの吸引」及び「胃ろうによる経管栄養」とされ、それぞれの標準的手順と配置医師・看護職員・介護職員との役割分担が定められ、また、実施の必要条件として、「入所者の同意」「医療関係者による的確な医学管理」「口腔内のたんの吸引等の水準の確保」「施設における体制整備」「地域における体制整備」が定められています。

特に「水準の確保」については、施設内で看護師が研修・指導を行う等により「看護職員及び実施にあたる介護職員が必要な知識・技術に関する研修を受けていること」が要件とされ、たんの吸引等を行う介護職員に対する研修は、入所者の安全を図るため、原則として国が平成21年度に実施した「モデル事業」と同等の知識・技術に関する研修であることが求められています。

○ 看護職員等の研修

本通知の要件とされる「看護職員の研修」については、本県では、岡山県老人福祉施設協議会が特養の看護職員を対象として本年度実施した「看護職員と介護職員によるケア連携協働のための研修」がその要件を満たしているものと認めています。

☆ 今後の方向性

現在国において、「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」を設置し、平成24年度の制度実施に向けて、その法制度や教育・研修制度の在り方について、その検討を進めており、平成23年6月頃には厚生労働省から新しい制度の方向性が示されるものと思われます。

参照：上記通知及び研修に係る県事務連絡 P46～51

4 個人情報取扱ガイドラインの改正

◎ 改正に係る通知（ガイドライン）

- ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインの一部改正について（平成22年9月17日医政発0917第2号・薬食発0917第5号・老発0917第1号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長連名通知）
- ・「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日医政発第1224001号・薬食発第1224002号・老発第1224002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長連名通知別添）

○ 改正内容

ガイドラインのⅢの9. の（2）の【その他の事項】（改正後のガイドラインP35、36）について、保有個人データの開示等の求めに際し、「開示等を求める理由を要求することは不適切である」が「開示等の求めに係る書面に理由欄を設けることなどにより開示等を求める理由の記載を要求すること及び開示等を求める理由を尋ねることは不適切である」に改められ、併せて、各法令の条項等が改められました。

参照：上記改正通知（一部省略あり）P52～55

改正後のガイドライン全文（全61頁）は岡山県長寿社会課HPに掲載

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=83110

5 指定更新における手続等の一部変更

(1) 添付書類の変更（全サービス共通で見直し）

- ① 特養及び短期生活事業については、既に指定更新時の添付書類について、一部の省略を可能としていましたが、事業者負担の軽減の観点から、既に提出している事項に変更がない場合にあっては、「配置医師の契約書の写し」「管理者の経歴書」「併設する施設の概要」「施設を共用する場合の利用計画」「建築物関連法令協議記録報告書」についても、新たにその添付の省略を可能とします。
- ② 添付書類の省略にあたっては、添付省略の意思と責任を明確化するため、新たに「指定更新申請に係る書類等省略に関する申告書」の提出を求めます。
- ③ 指定更新時に従来添付を求めていなかった介護保険法施行規則第134条第1項第15号（短期：第121条第1項第14号、予防：第140条の10第1項第14号）の規定による「当該申請に係る事業に係る施設介護（居宅介護・介護予防）サービス費の請求に関する事項」を記載した書類として、新たに、体制届に係る「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」（参照：P76）の提出を求めます。
- ④ 上記①、②の添付書類の省略については、「既に提出している事項に変更がな

い場合」に限るものですが、変更があった場合について、「変更届」の提出が必要な事項で「変更届」が未提出なものについては、「更新申請」と同時に「変更届」を提出するものとし、その場合は、「更新申請書」への同じ内容の書類添付の省略を可能とする取扱いとしました。（変更届の省略は不可）

なお、上記の取扱いにかかわらず、変更届の提出は、介護保険法の規定により、変更があったときから10日以内に行う義務が課せられていますので、届出が必要な変更があった場合は、提出期限（10日以内）までに変更届を提出してください。

- ⑤ 変更届提出時の添付書類について、該当する変更事項が複数ある場合等、届け出る変更事項に付随した変更がある場合にあつて、添付が必要となる書類の範囲を実際の状況に合わせて見直しました。

参照：「申請の手引き」（改正内容は3月にHPに掲載予定）の「指定（更新）申請・変更届必要書類一覧」「書類省略申告書様式」「変更届出書様式」P56～62

法第86条の2第1項（短期：第70条の2第1項。予防短期：短期の準用）

・第48条第1項第1号（短期：第41条第1項本文）の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

法第89条（短期：第75条1項。予防短期：第115条の5第1項）

・指定介護老人福祉施設の開設者は、開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、（短期のみ：又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、）厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(2) 介護予防短期入所生活介護の更新手続（介護予防サービス共通）

- ① 指定更新手続については、「申請の手引き」により指定申請と同様に「有効期間満了日」の1ヶ月前の日を「更新申請書」の提出期限としており、概ね提出期限の2ヶ月前の日に電子メール等により指定更新の「お知らせ」を案内しているところですが、平成24年3月31日に124の介護予防短期生活事業所が一斉に有効期間満了に伴い更新することとなることから、適正な更新事務を担保するため、本来の平成24年2月29日の提出期限を適宜前倒して、更新事務を分散させることとしています。

従いまして、本来の「更新のお知らせ」時期の平成23年12月28日より前（平成23年の夏以降を予定）に「更新のお知らせ」の案内があった事業所におかれましては、その案内に示された指定更新申請書の提出期限（2ヶ月後の月末日）での提出にご留意されますようお願いいたします。

なお、この場合にあつても、指定更新日は全て平成24年4月1日、その有効期間満了日は平成30年3月31日となり、指定更新通知書は平成24年3月末に送付されます。

また、上記(1)の添付書類の省略につきましては、介護予防事業が短期生活事業と一体的に運営されている事実を鑑み、短期生活事業の指定更新時に既に提出した事項に変更がない場合は、介護予防事業の更新にあつても、「指定更新申請に係る書類等省略に関する申告書」の提出により、添付の省略が可能となります。

- ② 介護予防事業の指定更新日の平成24年4月1日より前に短期生活事業の指定更新日

を迎える場合については、当該事業者の希望に基づき、上記①にかかわらず、介護予防事業の手続を短期生活事業と同時に行うことにより、介護予防事業の更新を前倒しして、以後、短期入所事業と同一の指定更新日とすることを可能とします。

この手続は、通常の更新手続と異なり、介護保険法上は、介護予防事業の廃止と新規指定を同時に行うこととなりますので、次の書類が必要となります。

- i 介護予防事業に係る「廃止届出書」(様式第4号)
廃止日は短期生活事業(居宅サービス事業)の有効期間満了日とする。
- ii 「指定(更新)申請書」(様式第1号)
短期生活事業は更新、介護予防事業は新規指定として同一用紙に記載し、介護予防の事業開始予定年月日は短期事業の更新年月日と同一とする。
- iii 短期生活事業に係る指定更新に必要な書類
上記(1)を参照のうえ省略可能なものを除き必要書類を添付する。
- iv 介護予防事業に係る「誓約書」(参考様式9-1)
短期生活事業に係る誓約書に加えて介護予防事業に係る誓約書も添付する。
- v 介護予防事業に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」
新規指定の事業としての体制届を添付する。
- vi 介護予防事業に係る「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」(別紙1)
上記iiiの短期生活事業の更新に係る添付書類とは別に、新規指定に係るの上記vの「体制届」の添付書類として提出する。
- vii その他
 - ・添付書類で短期生活事業と異なるものがある場合は、省略できないので添付が必要です。(例：運営規程が短期事業と予防事業で同一でないもの)
 - ・短期生活事業の更新にあたって、変更がないものとして省略可能な書類は、同一の場合、介護予防事業についても添付を省略することができます。
 - ・上記v、viの体制届及び体制等状況一覧表の提出にあたり、加算等の体制に変更がない場合は当該加算等に関する別紙届出書等の添付は不要です。

上記手続は、形式上、介護予防事業の「廃止」と「新規指定」となりますが、事業者の希望に基づき、一体的に運用される短期生活事業と介護予防事業の指定有効期限を一致させることのみを目的としていますので、介護保険事業者番号の継続、サービス提供体制強化加算の継続算定等、介護給付費算定にあたっては「指定更新」と同じ取扱いとなります。

参照：「廃止届出書様式」「指定(更新)申請書様式」「平成24年3月31日で指定有効期限の6年を満了する介護予防サービスの更新手続について」P63～67

6 体制等届出に係る添付書類の一部変更

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出にあたり、「申請の手引き」により添付が必要な書類を周知しているところですが、特養・短期生活事業にあっては、平成21年度の報酬改定に伴い、加算制度が複雑多岐にわたり、体制の変更等の頻度も多くなって、事業者の事務負担も増大していることから、その軽減を目的に、次のとおり、添付書類を見直します。

(1) 組織体制図の廃止

従前より、体制届提出時で「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙7）の添付が必要な場合は、併せて「組織体制図」の添付を求めていましたが、今後は添付不要とします。

なお、この取扱いにあたり、兼務の状況を確認するため、「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙7）の提出にあたって、従業者の兼務がある場合は、「兼務の状況」欄に兼務する職種等を記載し、常勤換算が必要な職種等は常勤換算数又は勤務割合を記載してください。また、同一法人内の他の施設、事業所の職務に従事する場合には、併せてその施設等の種別及び職種等（同一職種でない場合）を記載してください。（「勤務形態一覧表」の備考7を訂正し、その旨を明記しています。）

また、指定申請・更新（及び変更の一部）においては、従前のとおり、「組織体制図」が必要となりますのでご留意願います。

(2) 指定申請に係る体制届添付書類の一部省略

指定申請時に同時に提出される体制届にあつて、従前より、別に添付を求めていた「平面図」（別紙6）及び「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」（別紙7）（資格証等の写しを含む）について、指定申請書添付のものと同じの場合は、体制届への添付を省略可能とします。（「組織体制図」の廃止は、上記(1)のとおり）

なお、この取扱いに関連して、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」（別紙1）の「備考、注」について、実際の手続に合致するよう全面的に見直しています。

(3) 日常生活継続支援加算及びサービス提供体制強化加算に係る添付書類の見直し

当該加算の算定・変更に係る体制届の提出にあたって、従前より、添付を求めていた「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」（別紙7）「組織体制図」「資格証等の写し」については、今後は添付を不要とし、「サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書」（別紙12-6）及び「サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書」（別紙12-6付表1又は付表2）のみを添付するものとします。

なお、上記「確認書」（付表1又は付表2）については、新様式が平成22年2月末から適用されていますのでご留意願います。

また、短期生活事業（専用床）を併設する特養にあつて、短期事業を兼務する従業者の按分等を行わずに「確認書」に計上して体制届の提出を行った事例が見受けられた他、日常生活継続支援加算又は新規指定等前年度実績が6月に満たない施設等でサービス提供体制強化加算を算定した場合にあつて、算定月以降に継続的に要件を満たす所定の割合の記録が毎月行われていない事例が見受けられましたので、算定要件の確認にあたっては、短期事業兼務従業者の按分等に留意するとともに、算定月以降においても、算定要件を満たしていることの確認に留意してください。

参照：「申請の手引き」（改正内容は3月にHPに掲載予定）の「体制届書類一覧」「サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書及び確認書様式」「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表様式」「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表様式」P68～77

留意事項通知：40号通知第2の5(8)③④(サービス提供体制強化加算：同第2の2(16)②(特養準用)。予防：0317001号通知別紙1第2の9(11)(同通知第2の3(4)⑤を準用))
・要介護度4又は5の者の割合及び、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることがあることから介護を必要とする認知症の入所者の割合については、届出日の属する月の前3月のそれぞれの末日時点での割合の平均について算出すること。また、(サービス提供体制強化加算：前号ただし書きの場合にあっては、)届出を行った月以降においても、毎月において直近の3月間のこれらの割合がそれぞれ所定の割合以上であることが必要である。これらの割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに訪問通所サービス通知第1の5の届出(※：本資料4の2の(1)を参照 P26)を提出しなければならない。(④で介護福祉士の員数について同様の規定あり)

H21.4改定関係Q&A(Vol.1) ○日常生活継続支援加算

(問73) 入所者に対する介護福祉士の配置割合を算出する際の入所者数や、要介護度や日常生活自立度の割合を算出する際の入所者には、併設のショートステイの利用者を含め計算すべきか。空床利用型のショートステイではどうか。

(答) 当該加算は介護老人福祉施設独自の加算であるため、併設・空床利用の別を問わず、ショートステイの利用者は含まず、本体施設である介護老人福祉施設の入所者のみに着目して算出すべきである。

(問74) 介護福祉士の配置割合を算定する際に、ショートステイを兼務している介護福祉士はどのような取扱いとするか。

(答) 併設型のショートステイと兼務している職員については、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分するなどの方法により、当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイそれぞれに割り振った上で(例：前年度の入所者数平均が40人の本体施設と10人のショートステイの間で均等に勤務している場合は常勤換算でそれぞれ0.8人と0.2人とするなど)、本体施設の勤務に係る部分のみを加算算定のための計算の対象とする。その際、実態として本体施設と併設のショートステイにおける勤務時間が1：1程度の割合で兼務している介護福祉士を本体施設のみにおいてカウントするなど、勤務実態と著しく乖離した処理を行うことは認められない。

空床利用型のショートステイについては、ショートステイに係る業務を本体施設における業務と分離して考えることは困難であるため、特に按分を行わず、本体施設に勤務する職員として数えて差し支えない。

H21.4改定関係Q&A(Vol.1) ○サービス提供体制強化加算

(問77) 介護老人福祉施設のと併設ショートステイを一体的に運営している場合、加算の算定基準となる職員の割合は一体的に算出すべきか。両方を兼務している職員をどちらか一方に寄せてカウントすることは可能か。

(答) 本体施設と併設のショートステイと兼務している職員については、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分するなどの方法により当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイそれぞれに割り振った上で、本体施設とショートス

テイそれぞれについて割合を算出し、加算の算定の可否を判断することが望ましい。ただし、大多数の職員が特養とショートステイを均等に勤務しているような場合は、本体施設とショートステイで一体的に算出した割合を、本体施設とショートステイの両方について用いても差し支えない。

また、実態として本体施設のみに勤務している職員を本体施設のみでカウントすることは差し支えないが、実態として本体施設とショートステイを兼務している職員を本体施設かショートステイいずれか一方のみににおいてカウントするなど、勤務実態と乖離した処理を行うことは認められない。

- ☆ 日常生活継続支援加算に係る国のH21.4改定関係Q&A(Vol.1)の(問76)介護福祉士の配置割合の要件についての計算方法については、その(答)に次のとおり修正(アンダーラインの部分)があり、「介護報酬の解釈1」単位数表編(青本)P634と一部相違があるので、ご留意願います。

(H22.4.7国事務連絡「介護サービス関係Q&A集の送付について」)

(問76) 介護福祉士の配置割合の要件については、入所者は前年度の平均、介護福祉士の人数は直近3月間における平均を用いるとのことであるが、計算方法を具体例でお示しいただきたい。

(答) 平成21年4月から加算を算定しようとする場合の算定方法は以下のとおり。

- ・ 原則として前月である平成21年3月中に届出を行うこととなるため、「届出日が属する月の前3月」は、平成20年12月、平成21年1月、同年2月の3月となる。
- ・ この3月における介護福祉士の常勤換算人数の平均が、当該年度(届出日の属する年度=平成20年度)の前年度である平成19年度の入所者数の平均を6で除した値(端数切り上げ)以上であれば加算を算定可能。

H20.12~H21.2介護福祉士数平均(※) ≥ H19年度入所者数平均 ÷ 6(端数切り上げ)

(※) H20.12~H21.2の介護福祉士数平均 = (H20.12介護福祉士常勤換算数 + H21.1介護福祉士常勤換算数 + H21.2介護福祉士常勤換算数) ÷ 3

なお、平成21年4月に届出を行う場合は、届出日の属する年度の前年度は平成20年度となるため、以下の算式となる。

H21.1~H21.3介護福祉士数平均 ≥ H20年度入所者数平均 ÷ 6(端数切り上げ)

- ☆ 計算例：前3月の介護福祉士数平均 8.9人、前年度入所者数平均 48.1人の場合
 $48.1人 \div 6 = 8.01666\cdots \rightarrow$ 端数切り上げで9人 > 8.9人 で算定不可
(修正前：前3月の介護福祉士数平均 / 前年度入所者数平均 ≥ 1 / 6であったので、 $8.9人 \div 48.1人 = 0.1850\cdots \geq 1 \div 6 = 0.1666\cdots$ で算定可能となるが、算定要件である「介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること」(26号告示第40号(第32号口準用))を満たしていない。)

2 介護保険事業者に対する指導及び監査の実施方法

1 集団指導

- 原則として、毎年度1回、一定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。

2 実地指導

- 介護サービス事業者等の所在地において、自己点検シート（岡山県版）により、事業者が自己点検した結果に基づき、ヒアリングを行うことにより実施します。

○ 指導内容

介護サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営及び介護報酬請求について指導します。

① 事前に提出を求める書類等

- ・ 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（直近の1ヶ月）
- ・ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行っている入所（利用）者

② 実地指導日に提出を求める書類等

- ・ 自己点検シート（人員・設備・運営編）
 - i 介護老人福祉施設・併設(介護予防)短期入所生活介護
 - ii (ユニット型) 介護老人福祉施設・併設(介護予防)短期入所生活介護
 - iii (一部ユニット型) 介護老人福祉施設・併設(介護予防)短期入所生活介護
 - iv 単独型(介護予防)短期入所生活介護・特養以外の併設事業所
 - v (ユニット型) 単独型(介護予防)短期入所生活介護・特養以外の併設事業所
- ・ 自己点検シート（介護報酬編）
 - i 介護老人福祉施設
 - ii (介護予防) 短期入所生活介護

参照：自己点検シートの様式 岡山県長寿社会課HPに掲載

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=41665

3 監査

- 監査は、入手した各種情報が人員、設備及び運営基準等の指定基準違反や不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に、介護保険法第5章の規定に基づき実施します。

各種情報とは、

- ① 通報・苦情・相談等に基づく情報
- ② 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- ③ 国民健康保険団体連合会・保険者からの通報
- ④ 介護給付費適正化システムの分析により特異傾向を示す事業者情報
- ⑤ 介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報

等の幅広い情報であり、これらの情報から指定基準違反や不正請求が認められる場合には、厳正かつ機動的な対応を行います。

☆ 原則として、無通告（当日に通知）で立ち入り検査を実施するなど、より実効性のある方法で行っています。

参照：都道府県・市町村が実施する指導監査の在り方について P 78、79

岡山県介護保険施設等監査要綱 P 80、81

○ 本県における最近の監査実施例（特養・短期）

平成21年度において、介護老人福祉施設及びその併設（介護予防）短期入所生活介護事業所に対して、管理者に係る人員及び運営基準違反の疑いで介護保険法第90条、第76条及び第115条の7の規定に基づき、監査を実施した結果、施設基準21条及び22条1項、居宅基準122条及び140条(52条1項準用)並びに予防基準130条及び142条(52条1項準用)を遵守していないことが認められたため、法第91条の2第1項、第76条の2第1項及び第115条の8第1項の規定に基づき、改善を勧告しました。

法第90条（短期：第76条、予防短期：第115条の7）

都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者若しくは開設者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設の開設者の事務所その他指定介護老人福祉施設の運営に係る場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

法第91条の2第1項（短期：第76条の2第1項、予防短期：第115条の8第1項）

都道府県知事は、指定介護老人福祉施設が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

39号省令21条（特養）

指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

37号省令122条（短期、予防：35号省令130条）

指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

39号省令22条1項（短期：37号省令140条(52条1項準用)、予防：35号省令142条(同)）

指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理（短期：及び指定短期入所生活介護の利用の申込に係る調整）、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

4 営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査の実施

株式会社コムスの不正事案を受け、介護サービス事業者による不正事案の再発を防止し、介護事業の適切な運営を確保する観点から「経済財政改革に関する基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）においては、「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」を推進することとされ、同プログラムにおいて、介護サービス事業者に対する法令遵守を徹底させるため、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し監査を実施」という方針が示されました。

本県におきましても、この国の方針を踏まえ、この5年間の重点指導期間として営利法人が運営する（介護予防）短期入所生活介護事業所に対する監査を、順次実施しています。

○ 監査実施方法について

任意抽出した営利法人の運営する（介護予防）短期入所生活介護事業所について、監査（書面検査）の実施通知を行います。通知のあった事業所については、営利法人監査に係る「自己点検シート」を作成し、事業所を所管する県民局に提出してください。（上記2の自己点検シートとは別様式となっています。）

なお、書面検査の結果等により、県が必要と認める場合には、監査（実地検査）を別途実施しています。

☆ 報告徴取に従わず、又は虚偽の報告をしたときは、指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することがあります。

5 報酬請求の指導方法

指導担当者が、加算等体制の届出状況並びに介護報酬（基本単位及び各種加算）の請求状況について、関係資料により確認を行いますが、報酬基準に適合しない取扱い等が認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分については過誤調整として返還を指導します。

6 過誤調整の返還指導（※監査における不正請求は、保険者より返還命令）

実地指導等において、過誤調整が必要と思われる場合は、原則として次のとおり取り扱います。

- ① 介護サービス提供の記録が全くない場合は、サービス提供の挙証責任が果たせていないため返還を指導します。
- ② 基準省令及び告示に明記されている基準・加算要件等を満たしていない場合は、

返還を指導します。

- ③ 厚生労働省が発出した各種通知類（解釈通知、留意事項通知、Q & A等）の内容が遵守されていない場合は是正を指導します。

7 業務管理体制の整備に係る介護サービス事業者に対する検査の実施

平成20年の介護保険法改正（第9節：第115条の32～34の追加）により、平成21年5月1日から、全ての介護サービス事業者（社会福祉法人、医療法人、営利法人等）には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

また、介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている施設及び事業所の数に応じて定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の提出が義務付けられています。（法施行規則140条の39、40）

(1) 整備すべき体制

① 法令遵守責任者の選任

・全ての介護サービス事業者で「選任」とその届出が必要です。

☆ 法令遵守責任者の役割については、法令・通知等に特に定めはなく、資格要件もありませんが、介護保険法その他の法令・通知等の内容に詳しい法務担当で、法人内部において法令等の遵守を指導・徹底することが可能な権限と責任がある者がふさわしく、職務内容の事務分掌への明記・辞令等の交付により、その役割が担保されることが望ましいと考えられています。

② 法令遵守規程の整備

・施設・事業所数が20～99の介護サービス事業者が対象となり、当該規程を整備したうえで、届出に際しては、上記①に加えて「規程の概要」が必要となります。

③ 業務執行状況の監査の定期的な実施

・施設・事業所数が100以上の介護サービス事業者が対象となり、届出に際しては、上記①、②に加えて法令遵守に係る「監査の方法の概要」が必要となるほか、その概要に基づく「定期的な監査」の実施が求められます。

(2) 届出

① 届出先

- ・事業所等が県外にもある場合……厚生労働省地方厚生局長又は厚生労働大臣
- ・事業所等が全て同一の市町村内で地域密着サービスのみの場合……所在市町村長
- ・事業所等が岡山県内のみで上記以外の場合……岡山県知事（県民局健康福祉課）

② 届出様式

・新規及び区分変更（様式第10号）

i 介護保険サービスに初めて参入する場合

ii 事業所等の追加指定等により事業展開地域が変更となり、届出先の区分変更（例：岡山県→地方厚生局）が生じた場合。この場合は、双方の行政機関（例：岡山県知事と地方厚生局長）に届出の必要があります。

・届出事項の変更（様式第11号）

事業所の数に変更が生じて「業務管理体制の区分」（例：19事業所→20事業所）が変更となる場合、又は事業者の名称・法人種別・主たる事務所の所在地・代表

者・法令遵守責任者・業務管理規程・監査方法等、届出事項を変更した場合

(3) 検査

業務管理体制の整備及び運用状況を確認するため、介護保険法第115条の33第1項の規定に基づき、次のとおり、その確認検査を実施します。

① 一般検査

- ・任意抽出した介護サービス事業者に対して、届出のあった体制整備・運用状況を確認するため、定期的に書面による報告を求め、原則として書面検査として実施します。(内容に不備がある場合、追加検査の他、勧告等を行うことがあります。)
- ・検査の内容は、法令遵守責任者の役割とその業務内容を確認するものとし、上記(1)の②の事業者については法令遵守に係る規程の内容を、(1)の③の事業者については規程の内容に加えて法令遵守に係る監査の実施状況及びその内容を確認するものとなります。

② 特別監査

- ・事業所等の指定取消相当事案が発覚した場合、業務管理体制の問題点の確認やその要因の検証、取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証するために、特別検査を実施します。

☆ 業務管理体制の整備にあつては、事業者自らが「法令遵守(コンプライアンス)」を向上させていくことが本来の趣旨であり、一般検査に係る「業務管理体制の整備に関する報告」は、その体制が適切に機能しているかを自己点検する「きっかけ」となるべきものと考えられています。

このため、検査の有無にかかわらず、自己点検を通じて、法令等遵守体制を検証し、必要に応じて改善されるよう継続的な取組をお願いします。

参照：「業務管理体制の整備について」P82～85

「申請の手引き」の抜粋(業務管理体制に関する届出及び届出書様式)P86～89

8 介護支援専門員に係る不祥事

平成22年11月、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が担当する利用者のキャッシュカードを無断で持ち出し、銀行ATMから現金を窃取したとして逮捕されるという不祥事が発生し、その事実関係が確認されたことから、この介護支援専門員について、介護保険法第69条の36に規定する行為(信用失墜行為の禁止)に該当するものとして、聴聞等所要の手続きを経て、法第69条の39の規定に基づく介護支援専門員の登録の消除処分を平成23年1月31日付けで行いました。

このような事案が発生した場合、状況確認のため代表者・管理者等のからの聞き取りの他、必要に応じて、業務管理体制に係る検査や施設・事業所の管理運営体制に係る実地指導、監査を実施することにより、事業者の法令遵守体制の適否及び施設・事業所の従業者に対する監督責任を問うこととなりますので、平素からの適切な指導・監督・研修等により、不祥事の発生防止にご留意願います。

3 事業実施にあたっての留意事項について

1 基本方針

(1) 基準省令

- ・ 介護老人福祉施設……39号省令1条、39条(ユニット型)、51条(一部ユニット型)(特別養護老人ホーム)……46号省令2条、33条(ユニット型)、44条(一部ユニット型)、59条、63条、67条(地域密着型：2条、33条、44条を準用)
- ・ 短期入所生活介護……37号省令120条、140条の3(ユニット型)、140条の15(一部ユニット型)
- ・ 介護予防短期入所生活介護……35号省令128条、152条(ユニット型)、166条(一部ユニット型)

(2) (介護予防)短期入所生活介護の事業形態

・ 併設型事業所

- i 空床型：特別養護老人ホームの利用されていない居室(空床)を利用する事業所……37号省令121条2項、35号省令129条2項(介護予防)
- ii 併設型：特別養護老人ホーム等(※)に併設されて一体的に運営される併設事業所……37号省令121条4項、35号省令129条4項(介護予防)

(※) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、(地域密着型・介護予防)特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設

・ 単独型事業所

- iii 上記 i、ii 以外の事業所(「特別養護老人ホーム等」以外に併設されるものを含む)

① 事業形態に係る申請又は変更の届出

- 特養の併設事業所において、空床型を行う旨を記載した指定申請書を提出せず、又は変更の届出を行わずに空床型事業を行っている。

法施行規則第121条第1項(予防：第140条の10第1項)

・ 法70条第1項の規定に基づき短期入所生活介護に係る指定サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

五 当該申請に係る事業を指定居宅サービス事業等基準第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行う場合又は同条第4項に規定する併設事業において行う場合にあつては、その旨

法施行規則第131条第1項(予防：第140条の22第1項)

・ 指定居宅サービス事業者は、次の各号に掲げる指定居宅サービス事業者が行う居宅サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

八 短期入所生活介護 第121条第1項第1号、第2号、第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第9号まで、第13号、第14号及び第16号に掲げる事

項（第7号に掲げるものについては、特別養護老人ホームにおいて行うときに係るものに限る。）

2 人員に関する基準

(1) 従業者の員数

① 入所者（利用者）数の算定方法

- 特養・短期生活事業の前年度平均入所者（利用者）数の算定にあたり、退所等の日を含めて計算している。

39号省令2条2項（短期：37号省令121条3項。予防：35号省令129条3項）

・前項の入所者（短期：第1項の利用者）の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

解釈通知：43号通知第2の6(5)①（短期：25号通知第2の2(5)①）

・基準省令第2条第2項における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。）の入所者延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

留意事項通知：40号通知第2の1(2)④

・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）の適用に関する平均利用者数等の算定においては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。

3 設備に関する基準

(1) 設備

○ 居室

- 従来型特養の併設事業所（空床利用を除く）にあつて、一部多床室を特養と共用し、短期事業を行う居室の一部が短期専用となっていない。（居室での専用床の混在）
- 従来型特養の併設事業所（空床利用を除く）にあつて、専用居室を特養と短期で入替を行っていたにもかかわらず、居室の用途変更に係る届出を行っていない。

37号省令124条4項（予防：35号省令132条4項。一部ユニット型の従来部分も同じ）

・併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所利用者及び当該本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期生活介護の事業の用に供することができるものとする。

法施行規則第134条第1項（短期：第121条第1項。予防：第140条の10第1項）

・法86条第1項の規定に基づき指定介護老人福祉施設の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の開設の場所を所管する都道府県知事に提出しなければならない。

七 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要（短期・予防：上記各条各項の第6号）

4 運営に関する基準

(1) サービスの取扱方針

○ 施設サービス計画等

●適切に施設サービス計画（短期入所生活介護計画）が作成されていない事例がある。

39号省令11条（特養：従来型）

1項 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。

2項 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

39号省令42条1項（特養：ユニット型）

・指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行わなければならない。

37号省令129条1項（短期：ユニット型は準用。予防：35号省令144条2号）

・指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。

解釈通知：25号通知第3の8の3(4)①（予防：同通知第4の3の8(2)①）

・居宅基準第128条第2項で定める「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身状況を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行うものとする。

- 高齢者虐待の防止及び身体的拘束の廃止
- 身体的拘束等の廃止に向けた取り組みが不十分である。

39号省令11条4項（ユニット型、短期、予防にも同様の規定及び準用規定あり）

・ 指定介護老人福祉施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 第5条第1項

・ 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従業者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に業務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

参照：「高齢者虐待防止に関する定義」「身体拘束廃止に関する定義」 P 90～95

(2) 勤務体制の確保

- ユニット型において、従業者の勤務体制を定めるにあたって、継続性を重視したサービス提供に対する配慮が不十分である。
- ユニット型における勤務形態一覧表の作成にあたり、勤務体制の実態に即したものでないため、運営基準を満たしているのか確認ができないものとなっている。

39号省令47条2項（短期：37号省令140条の11の2第2項。予防：35号省令157条2項）

・ 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

解釈通知：43号通知第5の10(1)

・ 基準省令第47条第2項は、基準省令第42条第1項の指定介護老人福祉施設サービスの取扱方針を受けて、従業者の勤務体制を定めるに当たっては、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならないことを規定したものである。

これは、従業者が、1人1人の入居者について、個性、心身の状況、生活歴などを具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助するためには、いわゆる「馴染みの関係」が求められることによるものである。

留意事項通知：40号通知第2の1(6)②

・ 夜勤を行う職員の員数が満たない場合の減算については、ある月（暦月）において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員

について、所定単位数が減算されることとする。

イ 夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間
といい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。）において夜勤
を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して
発生した場合

ロ 夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満た
ない事態が4日以上発生した場合

☆ 運営基準により、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員の配置が求
められる「昼間」とは、「夜間及び深夜」＝「夜勤時間帯の16時間」を除いた8時間
とされています。

☆ ユニット型施設等における介護職員又は看護職員の配置基準又は夜勤基準に係る
「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」を作成する場合は、ユニット毎に1行空け、
当該行の職種欄にユニット名を明示の上、ユニット別に記載するとともに、各ユニッ
トのユニットリーダーの氏名の頭にURと記載し、複数のユニットを兼ねる職員は、そ
れぞれのユニットに記載するとともに、各ユニットでの勤務時間が分かるように記載
してください。（「申請の手引き」及び勤務形態一覧表様式（P74参照）の「備考2※」
に同じ内容を記載しています）

(3) 非常災害対策

●非常災害に関する計画について、消防法に基づく消防計画は立てられているが、土砂
災害危険箇所[※]に立地しているにもかかわらず、それに対処するための計画が策定され
ていない。

●消防法令に基づく避難訓練及び消火訓練が年2回以上実施されていない。また、実施
にあたって、あらかじめ地元の消防機関に訓練実施の通報がされていない。

39号省令26条（ユニット型等は同条準用。短期：37号省令103条を準用）

・指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の
関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知すると
ともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

解釈通知：43号通知第4の24(2)また書（短期：25号通知第3の6の3(6)を準用）

・また「非常災害に対する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定す
る消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するた
めの計画をいう。（以下略）

消防法施行令第4条3項

・防火管理者は、総務省令で定めるところにより、防火管理に係る消防計画を作成
し、これに基づいて消火、通報及び避難の訓練を定期的に実施しなければならない。

消防法施行令別表第1(6)ロ

・老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主
として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、（中略）

老人福祉法第5条の2第4項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設（以下略）

消防法施行規則第3条

10項 消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ又は(16の2)項に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第4条第3項の消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならない。

11項 前項の防火管理者は、同項の消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通報しなければならない。

- ☆ 防災情報について、県では総務部危機管理課がメール配信サービス（P96、97参照）を行っているので活用してください。また、当課HPに、岡山県全県統合型GIS（土砂災害警戒区域データの掲載あり）及び市町村ハザードマップへのリンクがあります。危機管理課HP（http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=12）

(4) 衛生管理等

○ 感染症・食中毒に対する措置

- 特養において、「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」を概ね3月に1回以上開催していない。
 - 特養において、整備された指針に基づき「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」を年2回以上実施していない。
- ☆ 施設・事業所において、感染症又は食中毒の発生を防止するための適切な措置を日常的に行うよう従業者に徹底し、万一発生した場合は、関係機関に連絡の上、速やかな対処により、まん延を防止するとともに、その原因を究明し、再発防止のための改善を行うよう留意する。

39号省令27条2項（ユニット等と同条準用。短期：37号省令104条を準用）

・指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。（短期省令：必要な措置を講じるよう努めなければならない。）

一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

別に厚生労働大臣が定める手順：平成18年268号告示

参照：「介護報酬の解釈2」指定基準編（赤本）P21

解釈通知：43号通知第4の25(2)③

・介護職員その他の従業者に対する「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

参照：高齢者介護施設における感染対策マニュアルの抜粋（H17.3）P98～107

厚生労働省HP（<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>）

保健福祉施設等におけるノロウイルス感染防止チェックリスト P108～111

県健康推進課HP（http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=19376）

腸管出血性大腸菌（O157等）感染症警報 P112

インフルエンザ施設内感染予防の手引き（厚生労働省・H22.11改定）P113～117

県健康推進課HP（http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=16525）

結核健康診断について P118、119

(5) 事故発生の防止及び発生時の対応

- 特養において、整備された指針に基づき「事故防止のための従業者に対する研修」を年2回以上実施していない。
- 事故発生時に県民局及び市町村に連絡・報告をしていない。また、第2報（事故後の対応、事故原因の追求、再発防止に関する今後の対応・方針）の送付がないか、その内容が不十分である。

39号省令35条2項（ユニット型等は同条準用。短期：37号省令37条を準用）

・指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族（短期：当該利用者に係る居宅介護支援事業者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。（以下は特養のみの規定）

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

解釈通知：43号通知第4の31(4)

・介護職員その他の従業者に対する事故発生防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定介護老人福祉施設における指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生防止の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

所管県民局への報告：H20.3.31長寿社会対策課通知「介護保険施設・事業所における事故等発生時の対応に係る指針」(参照：P120～123)

報告事項：同指針5の(2)

・県(所管県民局健康福祉部)への報告は、別紙様式を標準とする。ただし、市町村で報告様式が定められている場合や、別紙様式の各項目が明記されている書式がある場合には、これによっても差し支えない。

4 介護報酬算定上の留意事項について

1 単位数表

(1) 算定告示別表

・介護福祉施設サービス……21号告示別表の1

イ(1)(一)介護福祉施設サービス費(Ⅰ)(Ⅱ)

(二)小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)(Ⅱ)

(2)(一)旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)(Ⅱ)

(二)小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)(Ⅱ)

※(Ⅰ)=従来型個室、(Ⅱ)=多床室、小規模=入所定員30人

ロ(1)(一)ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)(Ⅱ)

(二)ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)(Ⅱ)

(2)(一)ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)(Ⅱ)

(二)ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)(Ⅱ)

※(Ⅰ)=ユニット型個室、(Ⅱ)=ユニット型準個室、小規模=入居定員30人

・短期入所生活介護費……19号告示別表の8

イ(1)単独型短期入所生活介護費(Ⅰ)(Ⅱ)

(2)併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)(Ⅱ)

※(Ⅰ)=従来型個室、(Ⅱ)=多床室

ロ(1)単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)(Ⅱ)

(2)併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)(Ⅱ)

※(Ⅰ)=ユニット型個室、(Ⅱ)=ユニット型準個室

・介護予防短期入所生活介護費……127号告示別表の8

イ(1)単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)(Ⅱ)

(2)併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)(Ⅱ)

※(Ⅰ)=従来型個室、(Ⅱ)=多床室

ロ(1)単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)(Ⅱ)

(2)併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)(Ⅱ)

※(Ⅰ)=ユニット型個室、(Ⅱ)=ユニット型準個室

(2) 入所等の日数の数え方

- 特養において、病院への入院期間中(病院からの施設への試験外泊を含む)について、入退院日以外に係る介護福祉施設サービス費(基本単位等)を算定している。
- 特養又は短期事業において、施設等の配置医師が勤務している隣接又は近接の病院を入院又は退院したその日に退所又は入所した場合について、退所日又は入所日の介護サービス費を算定している。

留意事項通知：40号通知第2の1(2)

①短期入所、入所又は入院の日数については、原則として、入所等した日及び退所等した日の両方を含むものとする。

②ただし、同一敷地内における短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設又は介護保険施設の間で、又は隣接若しくは近接する敷地内における介護保険施設等であって相互に職員の兼務や施設の共用が行われているもの間で、利用者等が一の介護保険施設等から退所等をしたその日に他の介護保険施設等に入所等する場合については、入所等の日は含み、退所等の日は含まれない。したがって、例えば、短期入所生活介護の利用者がそのまま指定介護老人福祉施設に入所したような場合は、入所に切り替えた日については、短期入所生活介護費は算定しない。

③なお、介護保険施設等を退所等したその日に当該介護保険施設等と同一敷地内にある病院若しくは診療所の病床であって、医療保険の診療報酬が適用されるもの又は当該介護保険施設等と隣接若しくは近接する敷地における病院若しくは診療所の医療保険適用病床であって当該介護保険施設等の中で相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているものに入所する場合（同一医療機関内の転棟の場合を含む。）は、介護保険施設等においては退所等の日は算定されず、また、同一敷地内等の医療保険適用病床を退院したその日に介護保険施設等に入所する場合（同一医療機関内の転棟の場合を含む。）は、介護保険施設等においては入所等の日は算定されない。

④（参照：本資料3の2の(1)① P17)

留意事項通知：40号通知第2の1(8)

・短期入所サービスについては、その運営に関する基準において、「サービスの内容及びその利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。」とされており、あらかじめ利用期間（退所日）を定めて入所するものである。よって、あらかじめ退所日を決めて入所する場合（ただし、施設の介護支援専門員と在宅の居宅介護支援事業者が密接な連行を行い、可能な限り対象者が在宅生活を継続できることを主眼として実施される介護福祉施設サービス費及び地域密着型介護福祉施設サービス費の在宅・入所相互利用加算対象者を除く。）、そのサービスは短期入所サービスであり、このようなサービス利用を「施設入所」とみなすことは、短期入所サービスを含む居宅サービスの支援限度基準額を設けた趣旨を没却するため、認められない。

H15. 4. Q&A (Vol. 1) 施設サービス(共通事項) (5) その他

(Q13) 施設入所（入院）者が外泊した場合の居宅サービスの算定について

(A13) 介護保険施設及び医療機関の入所（入院）者が外泊時に利用した居宅サービスについては、外泊時費用の算定の有無にかかわらず、介護保険において算定できない

2 加算・減算関係

(1) 体制届

- 加算等が算定されなくなる場合にあって、速やかにその旨の届出がなされていない。

留意事項通知：40号通知第1の2（36号通知第1の5を準用）

・事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等がされなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において、届出を行わず、当該加算について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

- ☆ 特養の空床型短期生活事業に係る届出については、特養の届出と重複するため一部を除き不要とされているが、併設型短期生活介護費を併せて算定する場合で本体施設（空床型）と併設型（専用床）の加算内容が相違する場合は、その内容を事業所において把握し利用者にその違いを説明する必要があるので留意する。
- ☆ 地域密着型特養における空床型短期生活事業については、本体施設の届出が県に提出されないことから、加算内容が相違する場合は、併設型（専用床）と別に届出が必要であるので留意する。

体制等に関する届出における留意点について：41号通知第5の9⑫

・介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合は、②から④まで及び⑥から⑪※については内容が重複するので、届出は不要とすること。

介護老人福祉施設にて日常生活継続支援加算に係る届出をした場合で、短期入所生活介護における「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する場合は、「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する旨の届出を提出する必要がある。なお、届出内容については、介護老人福祉施設における状況を記載すれば足りるものである。

（※ ②ユニット体制、③機能訓練指導体制、④夜勤勤務条件基準、⑥職員の欠員による減算の状況、⑦緊急受入体制及び看護体制加算、⑧夜勤職員配置加算、⑨若年性認知症利用者受入加算、⑩療養食加算、⑪サービス提供体制強化加算）

H21. 4改定関係Q&A (Vol. 2)

（問35）短期入所生活介護における看護体制加算・サービス提供体制加算等において、人員配置の状況によっては、当該短期入所生活介護の空床部分と併設部分で加算の算定の状況が異なることがあり得るが、その場合、どちらを利用するについては施設が決めてよいか。

（答）利用者に対して空床利用部分と併設部分の利用料の違いと体制の違いについて説明した上で、利用者の選択に基づく適切な契約によるべきである。

(2) 看護体制加算

- 加算(Ⅱ)の算定にあたって、実態として特養本体と併設型(専用床)短期事業所を兼務する看護職員について、いずれか一方のみにカウントして算出している。
- 看護職員が機能訓練指導員を兼務している場合にあつて、機能訓練指導業務に係る勤務時間を含めて算出している。

H21.4改定関係Q&A(Vol.1)

(問78) 本体施設である介護老人福祉施設と併設のショートステイについて、一体的に加算を算定できるのか。

(答) 本体施設と併設のショートステイそれぞれについて別個に加算算定の可否を判断する。すなわち、看護体制加算(Ⅰ)では本体施設と併設のショートステイでそれぞれ常勤の看護師を1人ずつ配置している場合、看護体制加算(Ⅱ)では本体施設と併設のショートステイでそれぞれ常勤換算で25:1以上、かつ本体施設では最低基準に加えて1以上の看護職員を配置している場合に、算定可能となる。

その際、看護体制加算(Ⅱ)については、本体施設と併設のショートステイを兼務している看護職員は、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分する方法により当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイに割り振った上で、本体施設とショートステイそれぞれについて加算の算定の可否を判断することになる。

なお、空床利用型ショートステイについては、加算(Ⅰ)、(Ⅱ)とも、本体施設において加算の算定基準を満たしていれば空床利用型ショートステイの利用者についても加算を算定することができる。

(問83) 機能訓練指導員が看護師である場合、看護体制加算(Ⅱ)の看護職員配置に含まれるか。看護体制加算(Ⅰ)についてはどうか。

(答) 看護体制加算(Ⅱ)については、当該機能訓練指導員が看護職員としての業務に従事している実態があれば、当該業務に係る勤務時間を常勤換算の看護職員の中に含めることは可能である。

看護体制加算(Ⅰ)については、看護職員としての業務以外の業務に従事する看護師によって同加算を算定することは望ましくない。

☆ 特養本体(地域密着型を除く)で看護体制加算を算定し、併設型(専用床)短期事業で同加算を算定していない場合にあつて、空床型で短期生活介護費を算定する場合には、空床利用分について、別に届け出ることなく同加算を算定することは可能であるが、介護保険システム上、空床分の同加算算定が反映されないため、その請求時に国保連合会でエラーが発生することとなるので留意する。(参照:上記(2)体制届☆)

(3) 夜勤職員配置加算

- 加算算定にあたり、1日平均夜勤職員数の要件は満たしているが、夜勤職員の基準を満たしていない。(勤務形態一覧表に歴月で夜勤基準を満たさない日がある。)

別掲告示：29号告示第5号ハ(1)～(4)(三)(短期：同告示1号ハ(1)、(2)(二))

・(1)(三) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第1号口(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に1を加えた数以上であること。(※：第1号口(1)は併設型短期事業所の夜勤基準)

留意事項通知：40号通知第2の5(10)①(短期：同通知第2の2(10)①)

・夜勤を行う職員の数は、1日平均夜勤職員とする。1日平均夜勤職員は、歴月ごとに夜勤時間帯(午後10時から翌日午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいう。)における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

H21.4改定関係Q&A(Vol.1)

(問90) 1日平均夜勤職員数を算出するための延夜勤時間数には、早出・遅出や日勤帯勤務の職員の勤務時間も含まれるか。

(答) 本加算は、深夜の時間帯のみならず、特に介護量が増加する朝食、夕食及びその前後の時間帯を含む夜勤時間帯全体における手厚い職員配置を評価するものであり、その施設が設定した夜勤時間帯において勤務した時間帯であれば、早出・遅出及び日勤帯勤務の職員の勤務時間も延夜勤時間帯に含めることが可能である。ただし、加算を算定可能とすることを目的として、例えば「22時から翌日14時まで」のような極端な夜勤時間帯の設定を行うべきではなく、夜勤時間帯の設定は、例えば「17時から翌朝9時まで」のような朝食介助・夕食介助の両方を含む設定を基本としつつ、勤務実態等から見て合理的と考えられる設定とすべきである。

ただし、夜勤職員配置の最低基準が1人以上とされている入所者が25人以下の施設については、いわゆる「1人夜勤」の負担を緩和する観点から、深夜の時間帯において職員を加配する(夜勤職員を2人以上とする)ことにより加算の算定要件を満たすことが望ましい。

(4) 個別機能訓練体制(機能訓練指導)加算

- 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を1名以上配置していない。

(配置された常勤の機能訓練指導員(資格：看護職員)が看護業務を兼務し機能訓練指導員の職務に専従していない。)

算定告示：21号告示別表1イ口注9(短期：19号告示(予防：127号告示)別表8イ口注3)

・専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を1名以上(入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設(短期利用者の数：短期利用者+本体施設入所者の合計が100を超える指定(介護予防)短期入所生活事業所)にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、

理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設(以下特養のみ。短期告示は※以下)において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

※ 指定(介護予防)短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

(5) 従来型個室入所者に係る介護サービス費算定

- 従来型個室の入所者・利用者に対して、算定要件を満たしていないにもかかわらず、多床室に係る介護サービス費を算定している。

算定告示：21号告示別表1イロ注15

・平成17年9月30日においてユニットに属する個室以外の個室(以下「従来型個室」という。)に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所する者(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)に対して、(中略)当分の間、それぞれ、介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定する。

別掲告示：23号告示第37号

・平成17年9月1日から同月30日までの間において、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第9条第3項第3号に掲げる厚生労働大臣の掲げる基準に基づき、入所者が選定する特別な居室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額を支払っていない者

算定告示：同注16(短期：19号告示別表8イロ注9。予防：127号告示別表8イロ注7)

・次のいずれかに該当する者に対して、(中略)介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)(短期:単独型(介護予防)短期入所生活介護費(Ⅱ)又は併設型(介護予防)短期入所生活介護費(Ⅱ))を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者(以下は特養のみ)であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所する場合

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

別掲告示：26号告示第43号(第35号準用)(短期：同告示第11号(予防も準用))

・居室における入所者(利用者)1人あたりの面積が、10.65㎡以下であること。

(6) 初期加算

- 短期併設型特養において、短期生活介護利用者が日を空けることなくそのまま特養に入所したにもかかわらず、直前の短期利用日数を控除することなく算定している。

留意事項通知：40号通知第2の5(17)③なお書

・なお、当該指定介護老人福祉施設の併設又は空床利用の短期入所生活介護（単独型の場合であっても1の(2)の②（参照：上記1の(1) P25）に該当する場合を含む。）を利用していただ者が日を空けることなく引き続き当該施設に入所した場合（短期入所から退所した翌日に当該施設に入所した場合を含む。）については、初期加算は入所直前の短期入所生活介護の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定するものとする。

(7) 栄養マネジメント加算

- 特養における低栄養のリスクの高い入所者への栄養状態のモニタリングの間隔が適切でない。
- 特養における入所者ごとの栄養ケア計画の見直しについて、適切に行われていない。

算定告示：21号告示別表1ホ注（抜粋）

ハ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

留意事項通知：40号通知第2の5(20)④（抜粋）

ニ 栄養ケア計画に基づき、入所者毎に栄養ケア・マネジメントを実施するとともに、栄養ケア計画に実施上の問題（栄養補給方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに当該計画を修正すること。

ホ 入所者毎の栄養状態に応じて、定期的に、入所者の生活機能の状況を検討し、栄養状態のモニタリングを行うこと。その際、栄養スクリーニング時に把握した入所者毎の栄養ケア計画に記載すること。当該モニタリング間隔の設定に当たっては、低栄養状態のリスクの高い者及び栄養補給方法の変更の必要性がある者（経管栄養法から経口栄養法への変更等）については、概ね2週間毎、低栄養状態のリスクの低い者については、概ね3月毎に行うこと。なお、低栄養状態のリスクが低い者を含め、少なくとも月1回、体重を測定するなど、入所者の栄養状態の把握を行うこと。

ヘ 入所者毎に、概ね3月を目途として、低栄養状態のリスクについて、栄養スクリーニングを実施し、栄養ケア計画の見直しを行うこと。

栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について：平成17年老老発第090702号通知の記1（抜粋）

ク. 介護支援専門員は、管理栄養士と連携して、低栄養のリスクにかかわらず、栄養スクリーニングを3か月毎に実施する。

ケ. 栄養ケア計画に変更が必要な場合には、管理栄養士は、介護支援専門員に、栄養ケア計画の変更を提案し、サービス担当者会議等において計画の変更を行う。計画の変更については、入所（院）者又は家族へ説明し同意を得る。

また、入所（院）者の退所（院）時には、総合的な評価を行い、その結果を入所（院）者又は家族に説明するとともに、必要に応じて居宅介護支援専門員や関係機関との連携を図る。

H17. 10. 改定関係Q&A II 食費関係(栄養マネジメント加算関係)

(問66) 栄養ケア計画は3ヶ月に1度見直すこととされているが、その際には、利用者又は家族のサインが必要なのか。

(答) 1. 個別の高齢者の状況に合わせた栄養ケア・マネジメントを行うことから栄養ケア計画の策定に当たっては、利用者又は家族の同意を得ることは必要であると考えている。

2. なお、栄養ケア計画は概ね3ヶ月に1度の見直しを行う必要があるが、その際、当該計画に変更がない場合には、サインを求める必要はない。

(8) 療養食加算

- 加算対象とされない高血圧症の入所者に提供された減塩食療法について、加算を算定している。

算定告示：21号告示別表1リ注（短期：19号告示(予防:127号告示)別表8ハ注)

・次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において行われていること。

別掲告示：23号告示第38号（短期に係る第15号を準用。予防も同じ）

・疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食

別掲告示：25号告示第14号

・通所介護費等算定方法(注：27号告示)第3号、(中略) 第11号、(中略) 第16号、(中

略)に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

留意事項通知：40号通知第2の5(24)④(短期の第2の2(13)を準用)

・心臓疾患等に対し減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて取り扱うことができるものであるが、高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は、加算の対象とはならないこと。

また、腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食については、総量6.0g未満の減塩食をいうこと。ただし、平成21年9月30日までの間は従前の7.0g以下の減塩食でも認めるものとする。

(9) 看取り介護加算

- 特養において、常勤看護師が退職してその配置がなくなったにもかかわらず、速やかにその旨の届出(体制届)の提出を行っていない。

別掲告示：26号告示第44号(21号告示別表1又の厚生労働大臣が別に定める基準)

イ 常勤の看護師を1名以上位置し、当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。

ロ 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

ハ 看取りに関する職員研修を行っていること。

ニ 看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。

5 その他の事項

1 介護支援専門員の資格管理

- 施設に勤務する介護支援専門員の有効期間が満了する者については、研修の受講等、更新手続きが必要となりますので、更新漏れに留意してください。

参照：「介護支援専門員の資格管理について」（平成22年度版）P124、125

手続きの詳細は、県長寿社会課 介護保険推進班：086-226-7324に確認願います。

2 介護労働者の労働条件の確保

- 介護保険施設・事業所にあっても、労働関係法令を遵守し、法定労働条件を履行確保することはもとより、適正な労務管理に基づき従業者の労働条件の改善を進めていくことは、優良な従業者の確保や士気の向上に繋がり、介護サービスの質の確保・向上に重要であると考えられています。

この度、厚生労働省岡山労働局からの依頼を受け、会場受付にて「介護労働者の労働条件の確保・改善について」の依頼文書と「労働条件チェックリスト」並びに「介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント」のパンフレットを配布しました。

岡山労働局では、このチェックリストを平成23年2月28日(月)までにFAX又は郵送にて提出して欲しいとのことですので、ご協力をよろしく願います。

参照：本件依頼その他の労働条件に係るお問い合わせ先

岡山労働局監督課：Tel 086-225-2015、Fax 086-231-6471 担当：元木・岡本

3 電子メールの活用

- 平成20年4月以降、県長寿社会課からの行政情報、通知等は原則として電子メールで配信しています。（電子メールが利用できない事業所を除く。）

県に登録された電子メールのアドレスについては、着信状況の随時の確認をお願いします。また、アドレスを変更した場合は速やかに連絡（メール）をお願いします。

4 疑義照会（質問）について

- 平成21年3月に県が実施した集団指導以降につきましては、介護施設・事業所からの疑義照会・質問等の窓口は、担当する各県民局（様式P126）に一元化しています。

今回の集団指導に係る内容のものに限らず、全ての疑義照会・質問等は、「質問票」（様式P127）により、FAXにて担当の県民局へ送信してください。

なお、電話での照会等には、原則として回答しない旨、ご了承ください。

また、併せて、各施設・事業所におきまして、今回の集団指導に出席されていない管理者・従業者の方々にも、その旨伝達・徹底されますようお願いいたします。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○会社計算規則の一部を改正する省令
（財務三三）

○株式会社日本政策投資銀行の会計に
関する省令の一部を改正する省令
（財務五〇）

○株式会社日本政策金融公庫の会計に
関する省令の一部を改正する省令
（財務・厚生労働・農林水産・経済
産業二）

○指定介護老人福祉施設の人員、設備
及び運営に関する基準等の一部を改
正する省令（厚生労働一〇八）
（環境二〇）

〔規 則〕

○公正取引委員会事務総局組織規程の
一部を改正する規則（公正取引委三）

〔告 示〕

○共同募金会が募集する寄附金を寄附
金額控除額の控除の対象となる寄
附金として承認する件（総務三五五）

省 令

○厚生労働省令第百八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七
十八条の四第一項及び第二項、第八十八条第一項
及び第二項、第九十七条第一項から第三項まで並
びに第九十条第一項及び第二項並びに老人福祉法
（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七条第一
項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、
設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省
令を次のように定める。
平成二十二年九月三十日

厚生労働大臣 細川 律夫

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運
営に関する基準等の一部を改正する省令

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営
に関する基準の一部改正）

第一条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び
運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十
九号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第一号イ(3)(イ)中「十三・二平
方メートル」を「十・六五平方メートル」に改
め、「を標準」を削り、同号イ(3)(ロ)中「十・六
五平方メートル以上とすること。ただし、(1)た
だし書の場合にあつては、二十一・三平方メー
トル以上を標準とすること。これらの場合には」
を削る。

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並び
に運営に関する基準の一部改正）

第二条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備
並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令
第四十号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項第一号イ(3)(イ)中「十三・二
平方メートル」を「十・六五平方メートル」に
改め、「を標準」を削り、同号イ(3)(ロ)中「十・
六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)
ただし書の場合にあつては、二十一・三平方
メートル以上を標準とすること。これらの場合
には」を削る。

（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運
営に関する基準の一部改正）

第三条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及
び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四
十一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項第一号イ(3)(イ)中「十三・二
平方メートル」を「十・六五平方メートル」に
改め、「を標準」を削り、同号イ(3)(ロ)中「十・
六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)
ただし書の場合にあつては、二十一・三平方
メートル以上を標準とすること。これらの場合
には」を削る。

第四十条第二項第一号イ(3)(イ)中「十三・二平
方メートル」を「十・六五平方メートル」に改
め、「を標準」を削り、同号イ(3)(ロ)中「十・六
五平方メートル以上とすること。ただし、(1)た
だし書の場合にあつては、二十一・三平方メー
トル以上を標準とすること。これらの場合には」
を削る。

第四十一条第二項第一号イ(3)(イ)中「十三・二
平方メートル」を「十・六五平方メートル」に
改め、「を標準」を削り、同号イ(3)(ロ)中「十・
六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)
ただし書の場合にあつては、二十一・三平方
メートル以上を標準とすること。これらの場合
には」を削る。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する
基準の一部改正）

第四条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関
する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の
一部を次のように改正する。

第三十五条第四項第一号イ(4)(イ)中「十三・二
平方メートル」を「十・六五平方メートル」に
改め、「を標準」を削り、同号イ(4)(ロ)中「十・
六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)
ただし書の場合にあつては、二十一・三平方
メートル以上を標準とすること。これらの場合
には」を削る。

第六十一条第四項第一号イ(4)(イ)中「十三・二
平方メートル」を「十・六五平方メートル」に
改め、「を標準」を削り、同号イ(4)(ロ)中「十・
六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)
ただし書の場合にあつては、二十一・三平方
メートル以上を標準とすること。これらの場合
には」を削る。

（指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備
及び運営に関する基準の一部改正）

第五条 指定地域密着型サービス等の事業の人員、
設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生勞
働省令第三十四号）の一部を次のように改正す
る。

第六十条第一項第一号イ(3)(イ)中「十三・二
平方メートル」を「十・六五平方メートル」に
改め、「を標準」を削り、同号イ(3)(ロ)中「十・
六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)
ただし書の場合にあつては、二十一・三平方
メートル以上を標準とすること。これらの場合
には」を削る。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び
運営に関する基準等の一部を改正する省令の一
部改正）

第六条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備
及び運営に関する基準等の一部を改正する省令
（平成十七年厚生労働省令第百三十九号）の一
部を次のように改正する。

附則第五條第一項中「十三・二平方メートル
以上を標準」とあるのは「十・六五平方メー
トル以上」と、「十・六五平方メートル以上」とあ
るのは「十・六五平方メートル以上を標準」を
「入居者同士の」とあるのは「十・六五平
方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)
ただし書の場合にあつては、二十一・三平方
メートル以上を標準とすること。これらの場合
には、入院患者同士の」に改める。

附則第七條第一項中「十三・二平方メートル
以上を標準」とあるのは「十・六五平方メー
トル以上」と、「十・六五平方メートル以上」とあ
るのは「十・六五平方メートル以上を標準」を
「入院患者同士の」とあるのは「十・六五平
方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)
ただし書の場合にあつては、二十一・三平方
メートル以上を標準とすること。これらの場合
には、入院患者同士の」に改める。

附則
この省令は、公布の日から施行する。